

令和5年7月25日 15時30分

近畿地方整備局

### 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社浅沼組に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

#### 1. 処分対象業者

商号：浅沼組

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

#### 3. 処分理由

千葉県市川市が令和2年4月24日に入札を執行した「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事」において、株式会社浅沼組の元千葉営業所長は、工事の価格などの情報を事前に入手するなどして落札したことにより公正な入札を妨害したとして、令和5年3月9日に千葉地方裁判所において刑法第60条及び刑法第96条の6第1項違反により懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課

課長 征矢 道仁（内線6141）  
課長補佐 小園 賢太郎（内線6144）

電話 06-6942-1141（代）  
06-6942-1059（夜間直通）

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

商号：株式会社浅沼組  
許可番号等：国土交通大臣（特-4）第2438号  
代表者氏名：浅沼 誠  
本店所在地：大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

##### 1) 期間

令和5年8月9日から令和5年12月6日までの120日間

##### 2) 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における解体工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

#### 3. 処分理由

千葉県市川市が令和2年4月24日に入札を執行した「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事」において、貴社の元千葉営業所長は、工事の価格などの情報を事前に入手するなどして落札したことにより公正な入札を妨害したとして、令和5年3月9日に千葉地方裁判所において刑法第60条及び刑法第96条の6第1項違反により懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。